

第 4 5 号議案

加東市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

加東市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市手数料条例の一部を改正する条例

加東市手数料条例（平成 1 8 年加東市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

別表証明等交付手数料の部住民基本台帳の款 1 4 の項を削り、同表中

「

1 5
1 6
1 7
1 8
1 9
2 0
2 1
2 2
2 3
2 4
2 5
2 6
2 7
2 8
2 9
3 0
3 1
3 2

3 3
3 4
3 5
3 6
3 7
3 8
3 9
4 0
4 1
4 2
4 3
4 4
4 5
4 6
4 7
4 8
4 9
5 0
5 1
5 2
5 3
5 4
5 5
5 6
5 7
5 8
5 9

」

を
「

1 4
1 5
1 6

1 7
1 8
1 9
2 0
2 1
2 2
2 3
2 4
2 5
2 6
2 7
2 8
2 9
3 0
3 1
3 2
3 3
3 4
3 5
3 6
3 7
3 8
3 9
4 0
4 1
4 2
4 3
4 4
4 5
4 6
4 7
4 8
4 9

5 0
5 1
5 2
5 3
5 4
5 5
5 6
5 7
5 8

」

に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

第45号議案 要旨

加東市手数料条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部が改正され、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行し、手数料を徴収することに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

個人番号カードの再交付に係る規定を削ること。（別表関係）

3 施行期日 令和3年9月1日

新 旧 対 照 表

現 行						改 正 案							
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）							
			手数料を徴収する 事務	手数料の額					手数料を徴収する 事務	手数料の額			
証 明 等 交 付 手 数 料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	証 明 等 交 付 手 数 料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	住 民 基 本 台 帳	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	住 民 基 本 台 帳	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>1 3</u>		身分に関する証明	1項目に つき		300円		<u>1 3</u>		身分に関する証明	1項目に つき	300円
		<u>1 4</u>		個人番号カード再 交付	1件につ き		800円						
	印 鑑	<u>1 5</u>		(略)	(略)		(略)	印 鑑	<u>1 4</u>		(略)	(略)	(略)
		<u>1 6</u>		(略)	(略)		(略)		<u>1 5</u>		(略)	(略)	(略)
		<u>1 7</u>		(略)	(略)		(略)		<u>1 6</u>		(略)	(略)	(略)
	税	<u>1 8</u>		(略)	(略)		(略)	税	<u>1 7</u>		(略)	(略)	(略)
		<u>1 9</u>		(略)	(略)		(略)		<u>1 8</u>		(略)	(略)	(略)
		<u>2 0</u>		(略)	(略)		(略)		<u>1 9</u>		(略)	(略)	(略)
		<u>2 1</u>		(略)	(略)		(略)		<u>2 0</u>		(略)	(略)	(略)
		<u>2 2</u>		(略)	(略)		(略)		<u>2 1</u>		(略)	(略)	(略)
	狂 犬	<u>2 3</u>		(略)	(略)		(略)	狂 犬	<u>2 2</u>		(略)	(略)	(略)
		<u>2 4</u>		(略)	(略)		(略)		<u>2 3</u>		(略)	(略)	(略)

広 告 物	<u>4 0</u>		(略)	(略)	(略)
	<u>4 1</u>		(略)	(略)	(略)
	<u>4 2</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>4 3</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>4 4</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>4 5</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>4 6</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>4 7</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>4 8</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>4 9</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>5 0</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>5 1</u>	(略)		(略)	(略)
介 護 保 険 指 定 申 請	<u>5 2</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>5 3</u>		(略)	(略)	(略)
	<u>5 4</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>5 5</u>		(略)	(略)	(略)
	<u>5 6</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>5 7</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>5 8</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>5 9</u>	(略)		(略)	(略)

(略)

広 告 物	<u>3 9</u>		(略)	(略)	(略)
	<u>4 0</u>		(略)	(略)	(略)
	<u>4 1</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>4 2</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>4 3</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>4 4</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>4 5</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>4 6</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>4 7</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>4 8</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>4 9</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>5 0</u>	(略)		(略)	(略)
介 護 保 険 指 定 申 請	<u>5 1</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>5 2</u>		(略)	(略)	(略)
	<u>5 3</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>5 4</u>		(略)	(略)	(略)
	<u>5 5</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>5 6</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>5 7</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>5 8</u>	(略)		(略)	(略)

(略)